

(様式第1号)

## 入札参加資格確認書

鳥取県中部総合事務所長 広田 一恭 様

業務の名称：鳥取県中部総合事務所吸収式冷温水発生機保守点検業務

- 1 当社は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しません。
- 2 当社は、この調達の公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていません。また、開札日（再度入札を含む。）までに指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 3 当社は、この調達の公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われ、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われていません。また、開札日（再度入札を含む。）までにこれらの申立てを行った場合には、入札参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 4 当社は、平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が建物等の保守管理の空気調和設備管理（運転保守）に登録されています。
- 5 当社がこの業務を受注した際は、鳥取中部ふるさと広域連合火災予防条例（平成10年連合条例第29号）第4条第2項で準用する同条例第3条第2項第3号の規定に基づき、点検及び整備に必要な知識及び技能を有する者として平成22年鳥取中部ふるさと広域連合消防局告示第3号第1項第1号に規定する次のアからウまでのいずれかの者が、点検業務を実施します。
  - ア 財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者
  - イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）に基づく特級ボイラー技士免許、1級ボイラー技士免許、2級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者
  - ウ 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）第3条第5号に規定するボイラーの点検及び整備に関し、ア又はイと同等以上の知識及び技能を有する者

6 当社は、平成27年度以降に、国、地方公共団体又はその他の法人が発注した吸収式冷温水発生機保守点検業務を、1年以上継続して履行した実績（見込みを含む。）を有しています。

それを証する書類は、別添「吸収式冷温水発生機保守点検業務受注実績表（様式第3号）」のとおりです。

7 当社は、故障、油漏れ等緊急の場合は、速やかに技術者を派遣できます。これを証する書類は、別添のとおりです。

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

（作成責任者）

所属・職・氏名

電話番号

ファクシミリ番号

電子メールアドレス